

商工会報

さくほ

平成 30 年 8 月 6 日発行

— No.26 —

 佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>E-mail info@sakuho.or.jp

会員数：328（平成 30 年 7 月 31 日現在）



ホームページ



facebook



第32回大会スタートシーン (H30.4.15)

第32回ツール・ド・ハケ岳

八千穂高原の国道 299号で開催された「ツール・ド・ハケ岳」。1,200人余の選手がエントリーしたが、雨のため完走は約 800名。例年だと麦草峠のゴール（標高2,127m）を目指すが、本年は中間地点の八千穂高原スキー場（標高1,630m）がゴールとなった。

今号の内容

会長インタビュー

● 平成 30 年度通常総会開催 ●

経営発達支援計画とは

会長インタビュー

佐久穂町商工会
会長 由井 正隆

由井 正隆 商工会長に、中部横断道開通、商工会について、インタビューしました。

【4月28日に中部横断自動車道が八千穂高原まで開通しましたが…】

開通当初は待ちに待った高速道路ということで、地元でも大勢が利用、国道141号線の交通量が減少し、沿線にある地域の企業も、売上減少などそのあおりを受けたが、今は落ち着きを取り戻しているように思える。

反対に、外部から人が来る機会も増え、苔の森や白樺の林など、いかに「佐久穂町の魅力を発信できるか」が大事に思う。

【終点が佐久穂町にあることを上手く生かしたいところですね…】

14年間と853億円をかけて、佐久穂町のために作って貰ったような高速道路なので、ヒト、モノ、カネを引き込む仕組みを皆で考え、その効果を十分生かそう。

いざ全線開通した時には「通過点」ではなく「目的地」として訪れて貰うために、まず我々が良い町と再認識し、存在感や魅力を高め、発信することが、地元企業の活性化に繋がると思っています。

【商工会も寄り添った支援をしなければいけないですね…】

経営発達支援計画認定を受け、商工会の伴走型支援として、会員企業の発展に対して、目に見える形で支援できるようにになった。それを、いかに訴え利用して貰うかによって、会員の発展、更には町や商工会の発展に繋がる。会員の発展のための経営発達支援計画、会員企業の支援のための有力な手段として積極的に利用して貰いたい。

また、小規模事業者支援として「持続化補助金」も、町の補助を加えると、最大62万5千円まで補助を受けられるので、こちらもぜひ活用してほしい。

【専門家の派遣も活用できますし…】

持続化補助金、上席専門経営支援員の派遣等、支援の質や内容は充実している、多くの人にフル活用して貰いたい。指導員には、有効的な支援手段があっても、こういうものか分からないと活用できないので、皆さんとの会話を大事にしてほしい。「こういう支援できますよ」と。1社でも2社でも、経営内容が改善され売上が伸び「おかげ様で」で繋がる商工会に、価値を高めていってほしい。

元氣、活気のある会員が増えることが、魅力ある商工会に転身することにも繋がります。そのためにも、今まで以上に活用して貰える商工会に向って行くので、ご利用宜しくお願ひします。

【ありがとうございました】

小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定について

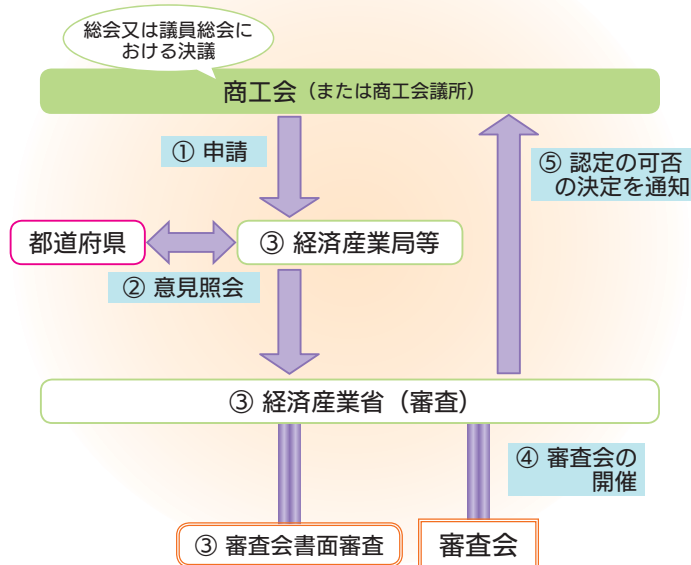
平成26年6月に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）の一部が改正されました。

この改正は、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会が小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、地域活性化にもつながる展示会の開催等の面的な取組を促進するため、商工

会が作成する支援計画のうち「小規模事業者の技術の向上」「新たな事業の分野の開拓」「その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの」についての計画を経済産業大臣が認定する仕組みを導入する等と内容としたものです。

これを受け、佐久穂町商工会においても経営発達支援計画を作成、平成29年9月の理事会にて認定申請書の提出について決議、承認を受け、同11月に申請書提出しました。外部有識者や経済産業省による書類審査並びに認定審査を経て、平成30年3月、経済産業大臣より認定されました。

《経営発達支援計画認定までの流れ》



※認定された内容は中小企業庁ホームページで、どなたでもご覧頂けます

←佐久穂町商工会経営発達支援計画

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_download/20-12.pdf



平成30年度 通常総会開催される

平成 30 年度重点方針

- ① 商工会中期マスタープランを踏まえた経営支援体制の有効活用
- ② 地域産業活性化支援
- ③ 企業支援の強化と人材育成
- ④ 組織力・財政力の向上
- ⑤ 新規創業・経営革新事業の推進
- ⑥ デマンド交通タクシー事業の推進
- ⑦ 広域連携による機能強化の推進
- ⑧ 観光開発・特産品開発事業の推進
- ⑨ IT 時代に対応した情報化・機械化事業の推進

そのため、町内企業の人材育成が急務と捉え、産業振興課を中心に、様々な施策の検討・実施して頂いているところです。国が定めた「小規模事業者持続化補助金」に加え平成28年度2次補正分より「佐久穂町小規模事業者持続化補助金交付要綱」が運用開始され、本会においても小規模事業者がこれらの補助金に応募し、一定の成果を見たところです。

今年度当会では「商工会中期マスタープラン」の着実な推進と支援体制の強化を図り、伴走型支援をより一層充実させて参ります。更に、今後5カ年に渡る「経営発達支援計画」が中小企業庁により認定されました。これは、小規模事業者の持続的発展に資するものとして、経営改善普及事業の中で特に重点的に実施する事業であります。

今後、小規模事業者の経営分析をし、需要を見据えた事業計画策定と実行、評価、改善を支援して参ります。

町当局並びに長野県商工会連合会をはじめとする関係諸機関との連携を密にし、商工会の役割を自覚しつつ各種施策を実施していくことをお約束し、上記重点方針の推進をして参ります。

平成30年5月18日、佐久穂町商工会本所2階会議室にて佐々木町長、依田県議をはじめ、多くのご来賓を迎え、第13回通常総会が開催されました。

日本経済は、緩やかながら景気回復の基調が続く、企業収益は改善され、設備投資の持ち直しが見られる一方、賃金の回復は緩慢で、個人消費回復もスローペースに留まる見込みで、先行き不透明な部分も残されています。

当町においても、人口減少や高齢化等は小規模事業者の抱える問題として切迫しており、事業後継者不足や経営者の高齢化による事業所数の減少等についても厳しい状況です。

そのため、町内企業の人材育成が急務と捉え、産業振興課を中心に、様々な施策の検討・実施して頂いているところです。国が定めた「小規模事業者持続化補助金」に加え平成28年度2次補正分より「佐久穂町小規模事業者持続化補助金交付要綱」が運用開始され、本会においても小規模事業者がこれらの補助金に応募し、一定の成果を見たところです。

今年度当会では「商工会中期マスタープラン」の着実な推進と支援体制の強化を図り、伴走型支援をより一層充実させて参ります。更に、今後5カ年に渡る「経営発達支援計画」が中小企業庁により認定されました。これは、小規模事業者の持続的発展に資するものとして、経営改善普及事業の中で特に重点的に実施する事業であります。

今後、小規模事業者の経営分析をし、需要を見据えた事業計画策定と実行、評価、改善を支援して参ります。

町当局並びに長野県商工会連合会をはじめとする関係諸機関との連携を密にし、商工会の役割を自覚しつつ各種施策を実施していくことをお約束し、上記重点方針の推進をして参ります。

【平成 30 年度 主要事業年間スケジュール】

小規模事業者経営支援事業		地域総合振興事業
● 持続化補助金個別相談会	4 月	● 西支部通常総会 ● ツールドハヶ岳 ● 女性部通常総会 ● 東支部通常総会
● 労働保険年度更新 ● 税務研修会	5 月	● 八千穂支部通常総会 ● 青色申告会通常総会 ● 佐久穂町商工会通常総会 ● (一社) 佐久法人会佐久穂町支部通常総会 ● 青年部通常総会 ● 町内一斉環境美化運動チャレンジ
● 源泉所得税納付指導	6 月	● 佐久穂町観光協会通常総会 ● 商工会親睦ゴルフ、マレットゴルフ大会 ● 佐久穂町電子工業会通常総会
● 源泉所得税納付指導 ● 南佐久グループ支援	7 月	● さくほいいずら (子どもみこし)
● 伴走型支援事業計画策定支援 ● 消費税転嫁対策	8 月	● 佐久穂町職場交流スポーツ大会
● 南佐久グループ支援	9 月	
● 法律相談会 ● 経営講習会 (創業塾)	10 月	● 八千穂高原紅葉まつり
● 一日公庫	11 月	● 商工貯蓄共済制度加入推進
● 源泉所得税納付指導 ● 青色申告決算説明会	12 月	
● 源泉所得税納付指導 ● 法律相談会	1 月	● 新春賀詞交歓会 ● 先進地視察研修
● 決算書、確定申告書等作成指導	2 月	
● 決算書、確定申告書等作成指導	3 月	
● 経営指導員による巡回、窓口指導 (金融・税務・経営革新・創業支援・経営一般・労働・環境対応・その他) ● エキスパートバンク事業 ● 記帳機械化事業の推進 ● 各種商工施策の普及推進	随時	● 雇用対策事業 ● 各種広報・パンフレットなどの配布 ● 各種共済制度への加入促進 ● 会員増強

経営発達支援計画とは

「小規模事業者の持続的発展を目指して」

商工会等の

伴走型支援について

全国385万の中小企業、中でもその9割334万を占める小規模事業者は、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供する等、地域の需要、雇用を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活向上や、交流の促進に寄与する極めて重要な存在と言えます。全国津々浦々まで経済の好循環を届けていくためには、小規模事業者の活力を最大限に発揮させることが必要不可欠と言えるでしょう。

しかしながら、小規模事業者は「人口減少」「高齢化」「海外との競争の激化」「地域経済の低迷」といった構造変化に直面しており、「売上げや事業者数の減少」「経営層の高齢化」等の課題を抱えています。

平成25年の通常国会において、8本の関連法案を一括で改正する「小規模企業活性化法」が成立しましたが、中小企業基本法の基本理念に則りつつ、小規模企業に焦点を当て、「小規模企業活性化法」をさらに一歩進める観点から、平成26年6月20日の第186回

通常国会において「小規模基本法及び小規模支援法」が成立しました。

「小規模基本法」は、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものです。

また、「小規模支援法」は、半世紀以上にわたり小規模事業者の経営相談に依拠してきた商工会が、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備するものです。

商工会は「地域に密着した『顔の見える』支援」「幅広い相談に対応できる組織力」「小規模企業支援のノウハウをもっていること」が強みで行政（都道府県や市区町村）との連携も取れています。

地域の中小企業、小規模事業者からのあらゆる相談に対応できる拠点として、ぜひ商工会を活用してください。



改正小規模支援法

による支援体制

改正小規模支援法では、小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデル（売上や利益を生み出す仕組み）の再構築を全面的にサポートする体制を整備することとしています。

その方法の一つとして「需要開拓」「事業承継等」の小規模事業者の課題に対し、事業計画書の策定、着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制（伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制）の整備があります。伴走型というのは、小規模事業者とともに問題解決のため、一人対一人、ま

小規模支援法
による支援

改正小規模支援法
による支援

マル経による金融支援や
記帳指導等の小規模事業者
に対する経営支援

- ①経済動向・需要動向調査
- ②経営状況分析
- ③事業計画策定支援および策定後の実施支援
- ④新たな需要の開拓に寄与する事業

調査→診断→事業計画策定→販路開拓といった
一連のビジネスサイクルに沿った伴走型支援

たは一人対複数での支援を継続的に行う事です。この体制整備の役割を果たすのが、商工会です。

商工会の小規模事業者に対する支援には、マル経による金融支援や記帳指導のみならず、小規模事業者が求める様々な経営支援等も含まれます。

今回の改正小規模支援法に沿って、佐久穂町商工会では小規模事業者の意欲的な取組みを支援するため、次の経営発達支援計画を策定致しました。

（左上図参照）

①経済動向・需要動向調査

地域の経済動向、業種別売上動向、小規模事業者の販売する商品、または提供するサービスの需要動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

②経営状況分析

保有するノウハウ・技術、従業員等の経営資源の内容、財務状況などの経営状況や、販売する商品や、提供するサービス内容など事業価値について、分析ツールを活用した経営分析

③事業計画策定・実施支援

経営状況の分析に基づき、経営課題の解決に向けた事業計画策定支援、実施支援、およびフォローアップ

④新たな需要の開拓に寄与する事業

経済動向、需要動向を加味し改良、開発した商品・サービスを、積極的に販売するための機会（商談会、展示会、即売会等の開催、又は参加等）の提供

事業計画書 なぜ必要か？

皆さんは自社の事業計画書を作ったことがありますか？

資金調達の際、金融機関に求められたり、補助金申請に必要だったりして作成したという方も多いのではないのでしょうか。

改めて事業計画書がなぜ必要なのか考えてみようと思います。

素晴らしい製品やおいしいメニューが出来たからと言って、それらが必ずしもヒット商品になるとは限りません。皆さんが売りたい商品と実際に売れる商品は一致しないことも多いと思います。必要なのは「誰に」「何を」「どのように」売るのかという考え方で、皆さんの商品を必要としているお客様に、その商品を周知して買っていただくための仕組みづくりです。この仕組みづくりの基となるのが事業計画書です。

事業計画書とは、企業が達成したい将来の目標を実現するために、現状と目標の差を正確に把握し、その差を埋めるための具体的な行動を示した計画書です。事業主にとっては企業を運営する為の指針となるもので、行動計画を文書化（見える化）することで、進捗管理や軌道修正するのが容易になるといったメリットがあります。また、家族や従業員に対しても、会社の企業理念や今後の方向性を理解してもらう

ことで、一丸となって計画遂行、目標達成に取り組んでいくことが可能になります。

計画策定に際しては、自分の会社が、この地域でどのような思いを持って、どのような商品を提供して、どのような役割をもった会社になっていくのかといったことを考えることが第一歩となります。これが、今後組織として共有すべき価値観（行動規範）で、「経営理念」ともいいます。家族や従業員、取引先にも共感されるような経営理念を持つことが事業の成功と目標達成にも繋がっていきます。

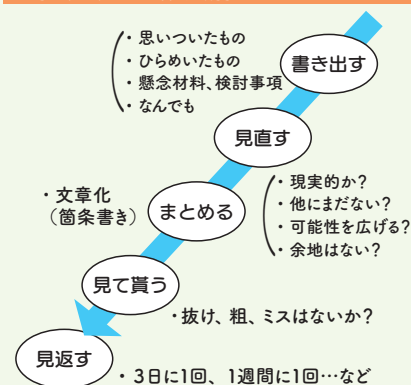
さらに、事業者の外部・内部環境を把握して、強みや弱み、自社の経営資源、業界や世の中の流れ、地域の状況を加味して現状を分析し、今後の方向性・戦略の検討に入ります。重要なのは「誰に」「何を」「どのように」の考え方で、それを踏まえつつ、経営理念に沿って戦略を練り上げ、目標を設定して資金計画も含めた具体的な行動計画を策定していきます。

また、事業計画書は完成すればそれで終わりというわけではありません。実行しなければ絵に描いた餅と同じです。計画通り実行して、効果を検証・反省、改善策を検討して、計画を見直していくことが重要です。

商工会では事業者がこの一連のサイクル（計画→実行→反省→改善）を実現するために必要な支援を、これまで以上に推進していきます。

皆さんも商工会で自社の事業計画を策定してみませんか。事業計画の策定について興味のある方は商工会にお気軽にお問合せ下さい。

◆事業計画書作製前のネタづくり◆



①頭の中の考えをすべて書き出す

「記憶」を「記録」化
懸念材料を洗い出して頭を空にする

②1日ほどおいて見直す

出しきれてない案はないか?
数字は現実的なものか?
可能性を広げられないか?

③更に1日おいて情報をまとめる

文章よりは箇条書き
長い文章だと読むのも大変になり、
正確に伝わらなくなる

④他人に見て貰う

信頼できる他人によるチェック
抜け、粗、ミス等ないか?

⑤定期的に見返す

1日1回、3日に1回など定期的な
確認と、事業を取り巻く環境の変化
などに合わせて計画の見直し、理想
に近づける

消費税軽減税率対応講習会

～消費税引き上げ・
軽減税率導入に備えて～

プロ直伝！ デジカメ・スマホの 上手な写し方

講師 ● 一般社団法人
フォトコミュニケーション®協会
代表理事 フォトグラフィアー
洲上 真由氏

日時 ● 平成30年8月17日(金)18時～

会場 ● 佐久穂町商工会本所

定員 ● 30名

受講料 ● 無料

備考 ● 当日はスマホ又はデジカメ持参



↑消費税講演チラシ

事業計画策定セミナー

計画策定は 目標達成の第一歩

講師 ● ㈱マネジメント・リライアンス
代表取締役 中澤 俊成氏
(中小企業診断士)

日時 ● 平成30年8月28日(火)18時～

会場 ● 佐久穂町商工会本所

受講料 ● 無料

西支部より

支部長 市川 一男
(市川輪業)

支部活動において会員の人の協力をなくして事業はできません。

諏訪神社のボンボリ飾り付け・片付けに始まり、さくほいいずら、職場対抗ソフトボール大会、紅葉祭、視察研修会に商工貯蓄共済推進と一年の中で多くの行事をこなしていかなければなりません。

当支部の会員数は80名を超える皆さまに支えられています。個人事業主や多くの社員を雇用している企業と様々な業種で成り立っています。

今年度も、役員の皆さんと知恵をしぼり、より良い支部事業ができるよう、会員の人のより一層のご協力をお願いします。

最後に、今夏は猛暑で命の危険がある暑さです。くれぐれもお体に注意し、事業経営をしてください。

八千穂支部より

支部長 佐々木 太郎
(有田四ツ目屋)

新役員体制での八千穂支部の活動がはじまりました。新役員は、みな協力的で真面目、責任感を持っていて、慣れでも頑張っていることと意思疎通を図りながら、第一歩を踏み出しました。

異業種で、様々な年齢の集まりだから、互いに刺激を受け、関わりを深めることで親睦が深まる。そこを大きな目的として活動しています。今まで「どうしよう?」と一歩踏み出せなかった会員も巻き込み、多くの人が参加できる、そんな支部になればと思います。

また「(資金を)借りる時はどうしたらいい?」「どんな制度がある?」等商売に繋がる・得になる、そんな知識を得られる勉強会も、支部から発信できたら面白いなと思っています。

紅葉祭や松飾り、どんど焼きなど、古い歴史を持つ行事も多い八千穂。行事などを通じて、会員同士の交流が上手いき、後々にまで繋がるその一端を担えたら幸いです。

青年部より

部長 高見澤 晃
(高見澤建築㈱)

本会の皆様をはじめ関係各位の皆様には口頭より、青年部に多大なるご理解ご支援をいただき、まことにありがとうございます。

ご存知の通り、青年部はその活動理念として地域や組織、社会の「先駆者」「推進力」「原動力」となることを目的とし、自身の仕事や家族がある中で日々活動しています。具体的には春のツールドハケ岳やクリーンキャンペーンへの協力、夏の子供みこし、そし

て秋には八千穂高原での紅葉祭、そして冬はどんど焼き等、またその中で婚活イベント企画やソフトボール大会への参加、講習会等、一年を通してなかなか盛り沢山です。まずベースとなる理念もありますが、個人的には何よりも自分たちのために自分たちのいる場所を盛り上げたい、そして仲間と今を楽しく生き、そして未来に繋ぐことができればよいな、そんなことを考えています。

本年度ですが、青年部も昨今の人員不足のなか、活動の縮小をすべきか、または他の団体との協働でより新しい世界が開けるのでは?といったところで役場の若手職員の皆さんとの懇談会を経て、「まずやってみよう」ということで役場との共同イベントを企画しました。このように諸先輩方が作ってきた気風、繋げてきた伝統がベースにありつつ、今に合わせた形で活動をして、地域社会そして自分たちのためにより良い「場所」をつくっていききたいと考えています。

最後に、会員の皆さんやご家族のご協力のもと、部員が外に出て思い切り活動できています、日々のご理解、本当にありがとうございます。



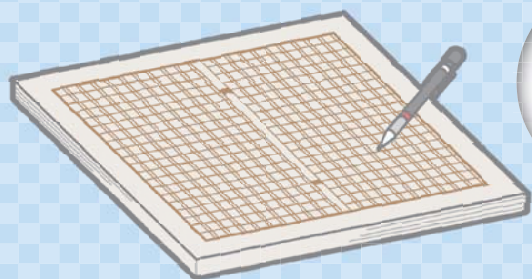
女性部より

部長 今井 ひでみ
(今井重機)

今年度、部長を務めさせて頂くことに成りました。何もわからず全てが手探りの中活動も始まってしまい戸惑いを感じています。諸先輩、役員の皆様に力をお借りして務めて参りたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。女性部の活動は、花壇作り、花植え作業から始まります。道行く人を和ませられたらと思います。草取り、水やり等手を加え整備していきます。

秋には、紅葉祭で手作りワッフルを販売します。毎年好評ですぐに売り切れてしまいます。この二件は、歴代より部員の方々が温めてきている活動です。他にも、イベントのお手伝いや地域交流、他県、他市町村で開催される視察研修会へも参加します。折しも、先日、関東ブロック交流研修会が神奈川県で開催され、役員、部員の皆様にご協力頂き19名で出席しました。その中に都県の女性連代表の主張発表大会がありました。『地域振興とまちづくり』がテーマで発表されさまざまな視点から地域発展のために活躍されている事を知り頭が下がりました。我町にも、高速道路が開通し他県から多数利用されています。多くの方に佐久穂町を知って頂く良い機会に、女性部が協力者になれたらと思っています。

会員コミュニティスペースに 記事を投稿してみませんか？



商工会以外
の活動

事業所の
PR

お得な
情報

などなど

このスペースをお気軽にご活用下さい。
応募多数の場合は、厳選な抽選のうえ掲載させていただきます。
お問い合わせは商工会まで。

【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画

(1) 制度概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模企業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、所在している市区町村が国から「導入推進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援を受けることができます。

経済産業大臣
(導入促進指針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

先端設備導入計画

申請事業者
(中小企業等)

【支援措置】

- ☞ 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置（3年間、ゼロ～1/2の間で市町村の定める割合に軽減）により税制面から支援
- ☞ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）
- ☞ 認定事業者に対する一部補助金における優先採択（審査時の加点）

経営革新等支援機関

例 ・ 商工会議所・商工会・中央会
・ 地域金融機関
・ 土業等の専門家 等

事前確認
(必須)

(2) 制度利用のポイント

- 【ポイント1】 「生産性向上特別措置法」に基づく「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在している中小企業者を対象とし、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。
- 【ポイント2】 認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に予め計画の確認を受けて市町村に申請する必要があります。
- 【ポイント3】 認定された場合、計画実行の為に支援措置（税制措置等）が受けられます。
 - 税制措置…認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の特別措置を受けることができます
 - 金融支援…民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます
 - 予算支援…一部の補助事業において優先採択を行います

ようしくお願いします

レストラン&バル田舎道

3月から、レストラン&バル田舎道 country road と、和食ひまるをオープン致しました大塚和樹と申します。地元の方々が集まれるいいの場として、また町外の方々が佐久穂町に来るきっかけになって欲しいと思い、出身地である佐久穂町で出しました。どちらの店も「気軽に本格的なものを食べて頂きたい」と思い、他にはない様々な料理を提供していければと思っています。

田舎道では、主にイタリア料理のピザやパスタを中心に、提供しております。こちらのお店ではチーズにこだわっており、とりわけラクレットは特に人気となっております。

ひまるでは、地元の野菜や信州サーモン、大イワナなどの地元食材を使いつつ、新潟や富山から産地直送の海の魚も楽しめるお店となっております。

まだまだ不慣れですが、今後ともよろしくお願い致します。

焼肉竜

この度、佐久穂町商工会に入会させていただきました倉沢竜太と申します。今年の七月上旬に高野町に「焼肉竜(たつ)」を開店いたしました。

実家が和食店を営んでおり、その環境で育った影響もあり自分の店舗を持つことを目標にしてみました。二十代は東京のラーメン店に勤務し、ラーメンの技術だけでなく、店長として経営のノウハウも学びました。その後は、焼肉店に勤務し焼肉屋としての知識を学びました。

高級なイメージのある和牛を、なるべくたくさんの方に食べていただけるよう、手の届きやすい価格で提供することに努力しています。全部で5席の店舗ですが「おいしい焼肉でこの地を笑顔に」をコンセプトに精一杯努めさせていただきます。今後ともよろしくお願い致します。

着任あいさつ

主任経営支援員 高遠直矢

3年前、家電量販店より転身し、長野県商工会連合会で採用され、小川村商工会へ出向。この4月、人事交流により佐久穂町商工会に着任致しました高遠直矢と申します。

高遠町と同じ高遠なので「あー、桜で有名な」と覚えて頂けるこの苗字、自身でも、とても気に入っております。若葉マークの指導員で、ご迷惑ばかりおかけするかと思いますが、曲ったことはせず、「まっ直ぐ矢のごとく」邁進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほど、ようしくお願い申し上げます。

創業支援事業・創業関連補助金制度

事業の概要

町では、「創業支援事業計画」を立て、国に申請し、この度認定されました。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画第13回 H30.4/1～5年間)これは、町内で創業(創業から5年以内)、創業予定の方事業を、主に相談窓口の拡充や、創業に必要な知識等を習得する機会などを町と商工会で提供し支援するもので、下記の補助金制度も開始されます。

創業支援事業の概要

- ①ワンストップ相談窓口(佐久穂町商工会、役場商工観光係):創業に関する相談や各種情報提供と紹介。
- ②創業塾(開催時期調整中):創業に必要な知識や心構え、財務等に関する実践的な内容も含めたセミナーの開催。この①②に相談・受講し、町の認定を受けた方は、登記にかかる登録免許税の軽減等のメリットとともに、町の補助金制度が利用できます。

創業関連補助金制度の概要

名 称	内 容	助成金額等
空き店舗等賃料補助	空き店舗や空き家を借りて創業する場合に賃料の一部を補助します	創業の日から5年間 賃料月額 1/3 以内、上限3万円
空き店舗等改修費用補助	空き店舗や空き家を借りて創業の場合に改修費用の一部を補助します	対象経費の 1/2 以内、 上限30万円(1回限り)

※創業計画書をはじめとする各種書類の提出、商工会への加入が必要になります。

詳細ホームページ 佐久穂町創業支援

検索

問い合わせ先 ●産業振興課商工観光係 88-3956 (直通)
●商工会 本所 86-2275 八千穂支所 88-2215